

和光市まちづくり条例に規定するあっせん及び調停に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、和光市まちづくり条例（平成18年条例第51号。以下「条例」という。）及び和光市まちづくり条例施行規則（平成19年規則第8号。以下「規則」という。）に基づき、条例に規定する紛争の調整のために市が行うあっせん及び調停に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この告示において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(あっせん)

第3条 あっせんは、市長の指定する期日及び場所において、紛争当事者の双方の出席により行うものとする。

2 市長は、あっせんを建設部に属する部長及び次長（これらに相当する職にある職員を含む。）のうちから指名するまちづくり紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）に行わせるものとする。ただし、紛争の内容に応じ、市長は、当該紛争に係る事務を所管する課の職員をあっせん員として指名することができる。

(紛争当事者の一方からのあっせんの申出)

第4条 市長は、条例第53条第1項第2号に規定する紛争当事者の一方からあっせんの申出があった場合は、当該申出をした紛争当事者以外の紛争当事者にあっせんの申出があった旨をあっせん出席確認通知書（様式第1号）により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた紛争当事者は、市長が指定する日までにあっせん出席確認回答書（様式第2号）によりあっせんへの出席の諾否を市長に回答するものとする。

(あっせんを行わない紛争)

第5条 市長は、次の各号に掲げる紛争については、あっせんを行わないものとする。

- (1) 土地の境界、土地の所有権、私道の通行権等の権利の認定・契約、資産価値への影響及び金銭・営業補償等に関する紛争
- (2) 国又は地方公共団体が当事者となる紛争
- (3) 開発行為等の完了後の被害救済又は既に完了した部分についての取り壊しを伴うもの
- (4) 開発行為等に係る建築関係法令の疑義についての判断を求める紛争、又はその判断が優先事項となる紛争
- (5) 主として都市計画的観点に基づく紛争
- (6) 建物用途（利用形態）による周辺環境への影響に関する紛争

(あっせんに出席できる者)

第6条 あっせんに出席することができる者は、原則として次に掲げる者とする。

- (1) 紛争当事者（第5項の規定により代表者を選定した場合は、代表者に限る。以下この条において同じ。）
- (2) 代理人（紛争当事者が紛争に関する意見陳述の権限を委任した者をいう。）
- (3) 補佐人（紛争当事者又は代理人に付き添ってあっせんに同席し、その陳述を補佐する者をいう。）

2 紛争当事者は、前項第2号の代理人を定めたときは、代理権授与の事実を証明するため、あらかじめ委任状（様式第3号）を市長に提出しなければならない。この場合において、紛争当事者が定めることができる代理人は、1名に限る。

3 紛争当事者は、補佐人を同席させる場合は、あらかじめ補佐人承認願（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、紛争当事者が複数の場合は、あっせんを円滑に行うため、紛争当事者のうちからあっせんに出席する代表者1名を選定するよう求めるものとする。

5 紛争当事者は、前項の規定によりあっせんに出席する代表者を選定したときは、代表者選定届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

6 市長は、あっせんを円滑に行うため必要があると認めたときは、あっせんに出席する者の人数を制限することができる。

（補佐人）

第7条 前条第1項第3号の補佐人は、次に掲げる者に限る。

- (1) 紛争当事者
- (2) 紛争当事者が依頼した弁護士
- (3) 紛争当事者たる開発行為等を行う者が当該開発行為等の全部又は一部を委託した設計者及び工事施工者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、紛争の解決のために市長が必要と認めた者
（あっせんに出席した者の守るべき事項）

第8条 あっせんに出席した者は、信義を重んじ、誠実にあっせんに臨むものとし、次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 録音、録画又は撮影すること。
- (2) みだりに席を離れること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、あっせんの妨害となるような行為をすること。

（あっせん員の指示）

第9条 あっせんに出席した者は、あっせん員の指示に従わなければならない。

（重複申出等の禁止）

第10条 紛争当事者は、同一の開発行為等の紛争について内容を重複してあっせんを申し出ることとはできない。

(調停員)

第11条 市長は、調停を建設部に属する部長及び次長（これらに相当する職にある職員を含む。）のうちから指名するまちづくり紛争調停員（以下「調停員」という。）に行わせるものとする。ただし、紛争の内容に応じ、市長は、当該紛争に係る事務を所管する課の職員を調停員として指名することができる。

(あっせんに関する規定の準用)

第12条 第5条から第9条までの規定は、調停に準用する。

(司法優先の原則)

第13条 あっせん又は調停の開始後に、同一案件について、紛争当事者のいずれかが訴訟、仮処分若しくは民事調停を裁判所に申し立てたときは、あっせん又は調停を打ち切るものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年2月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

あっせん出席確認通知書

年 月 日付けで和光市まちづくり条例第53条第1項第2号の規定に基づき次のとおりあっせんの申出がありました。

つきましては、あっせんへの出席の諾否について、あっせん出席確認回答書（様式第2号）により 年 月 日までに回答してください。

開発行為等の場所	和光市
あっせんの申出者	住所 氏名
あっせんを求める事項	

様式第2号（第4条関係）

あっせん出席確認回答書

年 月 日

和光市長 宛

回答者 住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付け第 号で通知のあったあっせんへの出席の諾否について、和光市まちづくり条例に規定するあっせん及び調停に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により、次のとおり回答します。

あっせんへの出席の 諾否	1 受諾する	2 受諾しない
受諾しない場合は、その理由		

注意

- 1 法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。

委任状

私は _____ を代理人と定め、下記の開発行為等について和光市まちづくり条例に規定するあっせん及び調停に関する事務取扱要綱第6条第2項の規定により、（あっせん・調停）における紛争に関する意見陳述の権限を委任します。

記

- 1 開発行為等を行う者 _____
- 2 開発行為等の場所 _____ 和光市
- 3 建築物の主要用途 _____

年 月 日

住 所

氏 名

印

注意

- 1 代理人については住所及び氏名を記入してください。
- 2 あっせん又は調停のいずれかに○を付けてください。

補佐人承認願

年 月 日

和光市長 宛

代表者 住所

氏名

印

電話番号

下記の開発行為等に係る（あっせん・調停）に同席する補佐人を選定したので、和光市まちづくり条例に規定するあっせん及び調停に関する事務取扱要綱第6条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 開発行為等を行う者
- 2 開発行為等の場所 和光市
- 3 補佐人

氏 名	住 所	第7条 該当号
		1 2 3 4
4の場合は理由：		
		1 2 3 4
4の場合は理由：		
		1 2 3 4
4の場合は理由：		
		1 2 3 4
4の場合は理由：		

注意

- 1 あっせん又は調停のいずれかに○を付けてください。
- 2 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。

様式第5号（第6条関係）

代表者選定届

年 月 日

和光市長 宛

届出者 住所

氏名

印

電話番号

下記の開発行為等に係る（あっせん・調停）に出席する代表者を選定したので、和光市まちづくり条例に規定するあっせん及び調停に関する事務取扱要綱第6条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 開発行為等を行う者
- 2 開発行為等の場所 和光市
- 3 紛争当事者の代表者

氏 名	住 所
印	

- 4 紛争当事者（代表者を除く）

氏 名	住 所
印	
印	
印	
印	
印	

注意

あっせん又は調停のいずれかに○を付けてください。